

明治学院大学研究活動行動規範

2021年11月17日 大学評議会了承

2022年4月18日 執行部会議承認

2024年3月25日 執行部会議承認

明治学院大学（以下「本学」という。）は、日本学術会議による声明「科学者の行動規範」（2013年1月25日改正）に準拠し、また、本学の建学の精神、教育理念を踏まえ、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）およびこれを支援するすべての者が遵守すべき行動規範を定める。

「研究者」とは、本学に所属する人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、学問研究に従事する者を意味する。学問研究は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であるが、同時に研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、研究の自由と研究者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。研究者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により研究を行う一方、社会は研究者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。そこで研究者は、自らの行動を厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。

これらの認識の下に、本学は、研究者の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり示す。

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有

する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚し、社会の疑念や不信を抱くことのないよう適正かつ最も効果的な方法で使用するよう努める。

(説明と公開)

- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、悪用ないし使用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公開にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備および教育啓発の徹底)

- 8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティおよび自らの所属組織の研究環境の質向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。またこれを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令等の遵守)

- 9 研究者は、研究の実施等に当たっては、法令および関係規則並びにこの行動規範および本学の諸規則を遵守する。

(研究費の取扱い)

- 10 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令および本学の諸規程等を遵守し、これを適正に使用する。また、研究費が、公的資金、財団や企業等からの助成金、共同研究費、寄附金、学納金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の使途の報告、監査・調査等への協力を行う。研究費に関する規定等を理解し、不正使用を行わないよう自ら注意や確認を怠らないようにする。

(研究対象などへの配慮)

- 11 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(個人情報の保護)

- 12 研究者は、研究活動において収集、利用、保存、提供等される個人情報を適切に扱い、研究目的で取得した個人情報については、研究のために使用することとし、個人の権利、利益およびプライバシーの保護を図る。

(他者との関係)

- 13 研究者は、他者の成果を適切に評価・批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

(環境・安全への配慮)

- 14 研究者は、研究等に用いる施設、設備、装置、備品等を取扱う場合には、法令および関係諸規則ならびに本学の諸規則を遵守し、研究に従事する者、その他の本学構成員および学外者に対し、その安全管理に万全を尽くす。また、環境に害を与えないよう責任をもって管理する。

(承認の義務)

- 15 研究者は、研究の実施に際して、特に研究が環境、社会の安全、個人の権利にもたらす影響に配慮する。法令、学会・専門研究誌の諸規定、および本学の諸規則等に従い、研究の実施または実施に先立って承認を受ける必要がある場合には、定められた手続きに従って承認を受けなければならない。

(差別の排除)

- 16 研究者は、研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責務)

- 18 本学において研究者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為を行わない。また、常に説明責任を果たすものとしてこの行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

(事務)

- 19 この行動規範に関する事務は、総務部研究支援課が担当する。

(見直し)

- 20 この行動規範の見直しは、執行部会議の議を経て、学長が行う。

付則

- 1 この行動規範は、2021年11月17日から施行する。
- 2 この行動規範は、2022年4月18日から施行する。(10 文言の変更)
- 3 この行動規範は、2024年3月25日から施行する。(12 文言の変更)